

## 兵庫区地域提案型活動助成に関する要綱

令和3年3月5日 兵庫区長決定

### (趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、区民自ら企画・提案し、実施する活動（以下「地域提案型活動」という。）に対して、それに要する経費の一部を助成することに関し必要な事項を定め、住民主体のまちづくりを推進することを目的とする。
- 2 兵庫区地域提案型活動助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成対象団体)

- 第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織とする。
- 2 前項の団体については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

### (助成対象活動)

- 第3条 助成の対象となる地域提案型活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 兵庫区内の地域課題の解決や地域の活性化をテーマとした活動であること。
  - (2) 他地域の模範となる新たな活動であり、活動開始から概ね3ヵ年以下の初動期の活動であること。
  - (3) 兵庫区内で実施される活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
  - (4) 区民の相互理解と信頼が得られる活動であること。
  - (5) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
  - (6) 法令に違反し、または神戸市の基本計画や事業実施計画に反する活動でないこと。
  - (7) 兵庫県、神戸市などの公的団体またはその他民間団体などによる他の支援制度では実現できない活動であること。

### (助成内容)

- 第4条 兵庫区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる地域提案型活動に対して、総活動費の範囲内で、年額30万円を上限に予算の範囲内で助成することができる。
- 2 前項の助成は、同一団体の同一活動に対して、3年を限度に総額60万円を上限として助成することができる。

### (助成対象経費)

- 第5条 助成対象経費は、直接経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。
- (1) 食料費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
  - (2) 領収書がない等使途が不明なもの
  - (3) 活動スタッフの人件費
  - (4) 地域の祭りなどの単発イベント
  - (5) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次に掲げる書類を別に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 兵庫区地域提案型活動助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(企画審査会)

第7条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、企画審査会(以下「審査会」という。)を設置することができる。

- 2 審査会は、公益性・計画性(実現可能性)・効果・先駆性・将来性を総合的に考慮して審査する。

(助成金交付予定額の決定)

第8条 区長は、申請案件について、審査会の意見を基に、助成の採否及び助成金の予定額を決定し、その結果を兵庫区地域提案型活動助成金交付予定額決定通知書(様式第5号)で申請団体に通知する。助成不採択とする場合は、兵庫区地域提案型活動助成不採択通知書(様式第6号)にて申請団体に通知する。

- 2 前項の場合において、区長は助成金の交付目的を達するために必要な条件を付すことができる。また、助成金以外で支援できる方法があれば、意見を添えて通知する。

(活動の変更等)

第9条 前条第1項の助成金交付予定額通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ兵庫区地域提案型活動助成計画変更申請書(様式第7号)を、区長に提出しなければならない。ただし、区長が軽微な変更と認める場合においては、この限りでない。

- 2 採択団体は、活動を中止(廃止)する場合は、兵庫区地域提案型活動助成活動中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を、区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項又は第2項に定める申請書が提出された場合、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、兵庫区地域提案型活動助成計画変更承認通知書(様式第9号)又は兵庫区地域提案型活動助成活動中止(廃止)承認通知書(様式第10号)にて採択団体に通知する。

(活動の評価・調査等)

第10条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、活動の関係資料及び説明を求め、実地に調査を行うことができる。

- 2 区長は、前項の調査等により活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(活動報告書の提出)

第11条 採択団体は、活動が終了したときは、速やかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 活動報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算報告書(様式第12号)
- (3) 活動参加者名簿(様式第13号)
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第12条 区長は、前条の活動報告書を審査のうえ助成金の金額を決定し、兵庫区地域提案型活動助成金交付決定額通知書(様式第14号)により通知するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、助成金交付決定額通知書の内容を減額修正することができる。

2 区長は、採択団体からの兵庫区地域提案型活動助成金交付請求書(様式第15号)による請求を受けて助成金を支払うものとする。

3 活動の実施が第1項及び第2項の規定によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金交付予定額の範囲内で、採択団体からの兵庫区地域提案型活動助成金概算交付請求書(様式第16号)による請求により、概算交付することができる。

(助成金の取消等)

第13条 区長は、助成金の交付または予定額通知もしくは交付決定額通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額または交付決定額の一部若しくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (4) 第10条の調査または措置要求に従わないとき
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

2 区長は、前項による助成金の交付予定又は交付決定額の一部若しくは全部を取り消した場合は、速やかに、その旨を兵庫区地域提案型活動助成金交付決定取消通知書(様式第17号)により当該団体に通知する。

(報告会の開催)

第14条 区長は、採択団体に対し、活動報告会での活動報告を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。